

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北上市長 八重樫 浩 文

市町村名 (市町村コード)	北上市 (032069)	
地域名 (地域内農業集落名)	飯豊 (天道,十文字(飯豊村),森下,中館,宇南,藤巻,唐戸崎,向,街道下,新道,戸田,門屋,岡田,ニツ屋,藤沢,上大堰川,下大堰川,沼田,大下,蒲沢,春日,北開拓,南開拓,長根(飯豊村),小在家,ハツ森)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月19日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭小農地（一部10a区画）や水路未整備の区画があるため、圃場条件の改善が必要。</li> <li>・個人経営体为中心であり、地域を母体とする集落営農組織がないため、集落営農組織の設立を視野に入れる必要がある。</li> <li>・畜産農家が多く自給飼料の作付けにより、地域内農地が活用されているため、これを継続していく必要がある。</li> </ul> <p>【地域農業にかかる情報】</p> <p>担い手：個人経営体84人、団体経営体（法人・集落営農組織等）19経営体</p> <p>主な作物：水稻、麦、大豆、飼料作物（粗飼料）、りんご</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻は省力化や低コスト栽培による経費削減と、高品質・良食味米の生産へ取り組む。</li> <li>・畜産農家の所得向上のため、市やJAと一体となり、ブランド力強化の取組を推進する。</li> <li>・りんご生産は、JAとの協力により産地として確立して、需要と所得を確保する。</li> </ul>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,317 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,230 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は、地域内の協議により保全・管理を行う又は農業上の利用を行う区域とする。</p>
--

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、原契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。</li> <li>・水田農業に関する施策（水田活用の直接支払交付金、畑地化促進事業等）を、今後も活用していくにあたり、ブロックローテーションや畑作の本作化に向けて、地域としての作付け計画を検討していく。</li> </ul>	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原契約の更新時期を迎える際には、原則として農地中間管理事業での貸借を進める。</li> <li>・農地中間管理機構を通して貸借をしている農地にあっては、地域の話し合いにより積極的な農地の集約化を図る。</li> </ul>	
(3) 基盤整備事業への取組方針	※
<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の確保と経営の効率化のために農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を検討する。</li> </ul>	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の担い手と後継者の育成を基本とするが、市や県機関、JA等が連携し、地域内外から多様な担い手を確保する。新規就農者の参入が見込まれる際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。</li> </ul>	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内農作業の効率化と保全管理のための手段とするために、外部の農業支援サービス事業者等への参入を検討していく。</li> </ul>	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③ドローンによる防除や収量計測コンバインと組み合わせたピンポイント施肥などの低コスト・省力化栽培を目指す。

⑤りんごの生産団地を有するため、担い手の確保と栽培技術の熟成により営農の継続を図る。

⑦水田転換畑での麦・大豆や飼料作物の生産が多いため、水田活用の直接支払交付金にかかる水張ルールを鑑みて、ブロックローテーションや畑作の本作化を検討していく。